経済産業省

20140328貿局第3号 輸出注意事項26第12号

「防衛装備の海外移転について」を制定する通達を次のように定める。

平成26年4月1日

経済産業省貿易経済協力局長 横尾 英博

防衛装備の海外移転について

今般、「国家安全保障戦略」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)に基づき、平成26年4月1日、「防衛装備移転三原則」が新しい政府の方針として閣議決定され、また、同日付けで「防衛装備移転三原則の運用指針」が国家安全保障会議決定されましたので、お知らせします。(下記(参考)参照)

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の運用に当たっては、「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」に従って行うこととなります。

なお、本通達により、「武器及びその部分品等の輸出について」(昭和56年2月2日付け56貿局第38号・輸出注意事項56第5号)は、平成26年4月1日を限り、廃止とします。

※貨物の輸出又は技術の提供を目的とする取引若しくは当該取引に関する行為に先立ち、該当非該当の疑義が生じた場合には、「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)」の規定に基づき、回答しますので、念のためお知らせします。

(参考)

防衛装備移転三原則

平成26年4月1日 国家安全保障会議決定 閣 議 決 定

政府は、これまで防衛装備の海外移転については、昭和42年の佐藤総理による国会答弁 (以下「武器輸出三原則」という。)及び昭和51年の三木内閣の政府統一見解によって慎 重に対処することを基本としてきた。このような方針は、我が国が平和国家としての道を歩 む中で一定の役割を果たしてきたが、一方で、共産圏諸国向けの場合は武器の輸出は認めないとするなど時代にそぐわないものとなっていた。また、武器輸出三原則の対象地域以外の地域についても武器の輸出を慎むものとした結果、実質的には全ての地域に対して輸出を認めないこととなったため、政府は、これまで個別の必要性に応じて例外化措置を重ねてきた。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての道を歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本原則を堅持してきた。他方、現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していることに鑑みれば、国際協調主義の観点からも、より積極的な対応が不可欠となっている。我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。これらを踏まえ、我が国は、今後の安全保障環境の下で、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、また、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくこととしている。

こうした我が国が掲げる国家安全保障の基本理念を具体的政策として実現するとの観点から、「国家安全保障戦略について」(平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定)に基づき、防衛装備の海外移転に係るこれまでの政府の方針につき改めて検討を行い、これまでの方針が果たしてきた役割に十分配意した上で、新たな安全保障環境に適合するよう、これまでの例外化の経緯を踏まえ、包括的に整理し、明確な原則を定めることとした。

防衛装備の適切な海外移転は、国際平和協力、国際緊急援助、人道支援及び国際テロ・海賊問題への対処や途上国の能力構築といった平和への貢献や国際的な協力(以下「平和貢献・国際協力」という。)の機動的かつ効果的な実施を通じた国際的な平和と安全の維持の一層積極的な推進に資するものであり、また、同盟国である米国及びそれ以外の諸国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するものである。さらに、防衛装備品の高性能化を実現しつつ、費用の高騰に対応するため、国際共同開発・生産が国際的主流となっていることに鑑み、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の向上に資するものである。

他方、防衛装備の流通は、国際社会への安全保障上、社会上、経済上及び人道上の影響が大きいことから、各国政府が様々な観点を考慮しつつ責任ある形で防衛装備の移転を管理する必要性が認識されている。

以上を踏まえ、我が国としては、国際連合憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念及びこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持しつつ、今後は次の三つの原則に基づき防衛装備の海外移転の管理を行うこととする。また、武器製造関連設備の海外移転については、これまでと同様、防衛装備に準じて取り扱うものとする。

- 1 移転を禁止する場合の明確化
 - 次に掲げる場合は、防衛装備の海外移転を認めないこととする。
 - ① 当該移転が我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、
 - ② 当該移転が国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、又は
 - ③ 紛争当事国(武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、 国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。)への移転となる場合
- 2 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開

上記1以外の場合は、移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査を行う。具体的には、防衛装備の海外移転は、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、同盟国たる米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国(以下「同盟国等」という。)との国際共同開発・生産の実施、同盟国等との安全保障・防衛分野における協力の強化並びに装備品の維持を含む自衛隊の活動及び邦人の安全確保の観点から我が国の安全保障に資する場合等に認め得るものとし、仕向先及び最終需要者の適切性並びに当該防衛装備の移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度を厳格に審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断する。

また、我が国の安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件については、

国家安全保障会議において審議するものとする。国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。

3 目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保

上記2を満たす防衛装備の海外移転に際しては、適正管理が確保される場合に限定する。具体的には、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合、部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合、部品等をライセンス元に納入する場合等においては、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

以上の方針の運用指針については、国家安全保障会議において決定し、その決定に従い、 経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の運用を適切に行 う。

本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。「武器」とは、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

政府としては、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、国際社会の平和と安定のために積極的に寄与していく考えであり、防衛装備並びに機微な汎用品及び汎用技術の管理の分野において、武器貿易条約の早期発効及び国際輸出管理レジームの更なる強化に向けて、一層積極的に取り組んでいく考えである。

(以上)

防衛装備移転三原則の運用指針

平成26年4月1日 国家安全保障会議決定

防衛装備移転三原則(平成26年4月1日閣議決定。以下「三原則」という。)に基づき、 三原則の運用指針(以下「運用指針」という。)を次のとおり定める。 (注)用語の定義は三原則によるほか、6のとおりとする。

1 防衛装備の海外移転を認め得る案件

防衛装備の海外移転を認め得る案件は、次に掲げるものとする。

- (1) 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの(平和 貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。)
 - ア 移転先が外国政府である場合
 - イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関 である場合
- (2) 我が国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの(我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。)
 - ア 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転
 - イ 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの
 - (ア) 物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転
 - (4) 米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供
 - (ウ) 米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提

供

- (エ) 我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転
- ウ 自衛隊を含む政府機関(以下「自衛隊等」という。)の活動(自衛隊等の活動に関 する外国政府又は民間団体等の活動を含む。以下同じ。)又は邦人の安全確保のため に必要な海外移転であって、次に掲げるもの
 - (ア) 自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供(要修理品を良品と交換する場合を含む。)
 - (イ) 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出
 - (ウ) 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出
- (3) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合の海外移転

2 海外移転の厳格審査の視点

個別案件の輸出許可に当たっては、1 に掲げる防衛装備の海外移転を認め得る案件に該当するものについて、

- ・ 仕向先及び最終需要者の適切性
- ・当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度
- の2つの視点を複合的に考慮して、移転の可否を厳格に審査するものとする。

具体的には、仕向先の適切性については、仕向国・地域が国際的な平和及び安全並びに 我が国の安全保障にどのような影響を与えているか等を踏まえて検討し、最終需要者の適 切性については、最終需要者による防衛装備の使用状況及び適正管理の確実性等を考慮し て検討する。

また、安全保障上の懸念の程度については、移転される防衛装備の性質、技術的機微性、 用途(目的)、数量、形態(完成品又は部品か、貨物又は技術かを含む。)並びに目的外使 用及び第三国移転の可能性等を考慮して検討する。

なお、最終的な移転を認めるか否かについては、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、移転時点において利用可能な情報に基づいて、上述の要素を含む視点から総合的に判断することとする。

3 適正管理の確保

防衛装備の海外移転に当たっては、海外移転後の適正な管理を確保するため、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとする。ただし、次に掲げる場合には、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

- (1) 平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合として、次のいずれかに該当する場合
 - ア 緊急性・人道性が高い場合
 - イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関 である場合
 - ウ 国際入札の参加に必要となる技術情報又は試験品の提供を行う場合
 - エ 金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合
- (2) 部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合
- (3) 部品等をライセンス元に納入する場合
- (4) 我が国から移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合
- (5) 自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合
- (6) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、貨物の仮陸揚げ等の我が国の安全 保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

仕向先の管理体制の確認に当たっては、合理的である限りにおいて、政府又は移転する 防衛装備の管理に責任を有する者等の誓約書等の文書による確認を実施することとする。 そのほか、移転先の防衛装備の管理の実態、管理する組織の信頼性、移転先の国又は地域 の輸出管理制度やその運用実態等についても、移転時点において利用可能な情報に基づい て確認するものとする。

なお、海外移転後の防衛装備が適切に管理されていないことが判明した場合、当該防衛 装備を移転した者等に対する外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下 「外為法」という。)に基づく罰則の適用を含め、厳正に対処することとする。

4 審査に当たっての手続

(1) 国家安全保障会議での審議

防衛装備の海外移転に関し、次の場合は、国家安全保障会議で審議するものとする。イ 又はウに該当する防衛装備の海外移転について外為法に基づく経済産業大臣の許可の可 否を判断するに当たっては、当該審議を踏まえるものとする。

- ア 基本的な方針について検討するとき。
- イ 移転を認める条件の適用について特に慎重な検討を要するとき。
- ウ 仕向先等の適切性、安全保障上の懸念の程度等について特に慎重な検討を要すると き。
- エ 防衛装備の海外移転の状況について報告を行うとき。
- (2) 国家安全保障会議幹事会での審議

防衛装備の海外移転に関し、次の場合には、国家安全保障会議幹事会で審議するものとする。イに該当する防衛装備の海外移転について外為法に基づく経済産業大臣の許可の可否を判断するに当たっては、当該審議を踏まえるものとする。

- ア 基本的な方針について検討するとき。
- イ 同様の類型について、過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績 がないとき。
- ウ 防衛装備の海外移転の状況について報告を行うとき。
- (3) 関係省庁間での連携

防衛装備の海外移転の可否の判断においては、総合的な判断が必要であることを踏まえ、防衛装備の海外移転案件に係る調整、適正管理の在り方において、関係省庁が緊密に連携して対応することとし、各関係省庁の連絡窓口は、次のとおりとする。ただし、個別案件ごとの連絡窓口は必要に応じて別の部局とすることができるものとする。

- ア 内閣官房国家安全保障局
- イ 外務省総合外交政策局安全保障政策課
- ウ 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課
- 工 防衛省経理装備局装備政策課

5 定期的な報告及び情報の公開

(1) 定期的な報告

経済産業大臣は、防衛装備の海外移転の許可の状況につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議において報告の上、公表するものとする。

(2) 情報の公開

4(1)の規定により国家安全保障会議で審議された案件については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)を踏まえ、政府として情報の公開を図ることとする。情報の公開に当たっては、従来個別に例外化措置を講じてきた場合に比べて透明性に欠けることのないよう留意する。

6 その他

(1) 定義

「国際共同開発・生産」とは、我が国の政府又は企業が参加する国際共同開発(国際共

同研究を含む。以下同じ。) 又は国際共同生産であって、以下のものを含む。

- ア 我が国政府と外国政府との間で行う国際共同開発
- イ 外国政府による防衛装備の開発への我が国企業の参画
- ウ 外国からのライセンス生産であって、我が国企業が外国企業と共同して行うもの
- エ 我が国の技術及び外国からの技術を用いて我が国企業が外国企業と共同して行う 開発又は生産
- オ 部品等を融通し合う国際的なシステムへの参加
- カ 国際共同開発又は国際共同生産の実現可能性の調査のための技術情報又は試験品の提供
- (2) これまでの武器輸出三原則等との整理

三原則は、これまでの武器輸出三原則等を整理しつつ新しく定められた原則であることから、今後の防衛装備の海外移転に当たっては三原則を踏まえて外為法に基づく審査を行うものとする。三原則の決定前に、武器輸出三原則等の下で講じられてきた例外化措置については、引き続き三原則の下で海外移転を認め得るものと整理して審査を行うこととする。

(3) 施行期日

この運用指針は、平成26年4月1日から施行する。

(4) 改正

三原則は外為法の運用基準であることを踏まえ、この運用指針の改正は、経済産業省が内閣官房、外務省及び防衛省と協議して案を作成し、国家安全保障会議で決定することにより行う。

(以上)

附則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。